耕畜連携助成における利用供給協定書（資源循環）

（目的）

1. 地域畜産農家への安定的な粗飼料供給を図り、飼料自給率の向上を図るとと

　　　　もに、耕畜連携を通じて堆肥を有効に活用することを目的に、資源循環の取組

を行う。

（実施の主体）

第２条　　実施の主体は、飼料作物を生産する耕種農家　　　　　　　（以下、「甲」

という）と堆肥を散布する畜産農家　　　　　　（以下、「乙」という）とす

る。

（圃場の場所等）

第３条　　圃場の場所・面積については、別紙のとおりとする。

（供給される飼料作物の種類）

第４条　　供給される飼料作物は、ＷＣＳ用稲とする。

（堆肥の散布時期及び量）

第５条　　堆肥を散布する時期は、４月～３月とする。

　　　　　堆肥を散布する量は、１０ａ当たり２トン以上とする。

（協定締結期間）

第６条　　令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日までの３年間

（役務と対価）

第７条　　甲は、乙に堆肥代金（散布作業料金込み）として　　　　円／１０ａを支払

う。

　乙は、甲に販売飼料代金として　　　　円／１０ａを支払う。

　甲は、乙に収穫作業代金として　　　　円／１０ａを支払う。

（その他）

第８条　　本協定書に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

　以上、協定締結の証として、本協定書を２通作成し、各々１通を保管することとする。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　甲（飼料作物を生産する耕種農家）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

　　　　　　　　　　　　　　　乙（堆肥を散布する畜産農家）

　　　　　　　　　　　　　　　　　住所

　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞